

○米原市付属機関設置条例

平成28年 3月24日

条例第 3号

改正 平成28年 9月30日条例第35号
平成29年 3月27日条例第11号
平成29年 6月20日条例第29号
平成29年12月22日条例第39号
平成29年12月22日条例第40号
平成30年 3月23日条例第 8号
平成30年12月21日条例第52号
平成31年 3月22日条例第 1号
令和 2年 3月25日条例第 4号
令和 2年12月21日条例第56号
令和 3年 3月25日条例第 8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき組織として設置する付属機関(以下これらを「付属機関」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第1のとおり執行機関の付属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第1所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 付属機関は、それぞれ別表第1委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第1委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第1委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

| | | | |
|-----------------------------|---|------------------|--|
| <p>米原市幼稚園の在り 方検討委員会</p> | <p>幼稚園の今後の運 営の方向性に関し必 要な事項を調査審議 すること。</p> | <p>8人 以内</p> | <p>(1) 学識経験を有する者 (2) 幼稚園の園児の保護者を代表する者 (3) 児童福祉施設の長 (4) 小学校の校長 (5) 公募による市民 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会 が適当と認める者</p> |
|-----------------------------|---|------------------|--|